

9 鳥取県における放射能調査について

【 大 気 騒 音 科 】

1 はじめに

前年度に引続き、平成元年度に実施した科学技術庁委託による放射能調査結果の概要を報告する。

2 調査研究の概要

(1) 調査の対象

降水、降下物、上水、牛乳、野菜、米、海水魚、日常食、大気浮遊じん、土壌及び空間線量。

(2) 試料の採取及び測定法

科学技術庁「全ベータ放射能測定法(昭和51年)」他、放射能測定法シリーズ、及び「放射能測定調査委

託実施計画書」に基づいて行った。

(3) 測定装置

GM計数装置：ALOKA TDC-103

波高分析器：日立505

サーベイメータ：ALOKA TCS-121C

モニタリングポスト：ALOKA MAR-11

(4) 調査結果の概要

本年度の調査については、全ての試料で異常は認められず、平常のレベルであった。

調査の項目および対象別の測定結果の概要は次のとおりである。

表 1 放射能測定法調査項目対象および結果

調査項目及び対象		採取地点	件数	測定値※	備考	
全 β 放 射 能	雨・陸水	降水	鳥取市松並町	145	ND~7.3 Bq/l	定時観測
		降下物	〃	12	6.6~61.8 MBq/km ² /月	大型水盤法
		上水	〃	2	ND	(蛇口水)
	食 品	日常食	岩美郡福部村	2	25.0、31.0 mBq/g生	
		牛乳	米子市	7	40.3~48.1 〃	
		米	鳥取市	2	20.1、21.4 〃	
		野菜	岩美郡国府町	2	51.3、54.2 〃	(大根)
		〃	倉吉市北野	2	141.6、154.5 〃	(ほうれん草)
	海水魚	(境港市)	2	99.8、105.1 〃	(さば)	
	そ の 他	浮遊じん	鳥取市松並町	48	6.7~174.1 mBq/m ³	
土壌		鳥取市岩倉	2	80.6、82.0 GBq/km ²	(0~5cm) 直接法	
〃		〃	2	143.5、170.2 〃	(5~20cm) 〃	
核種 分析	¹³¹ I	牛乳	米子市	6	ND	機器分析法
	¹³⁷ Cs	〃	〃	6	ND	〃
空 間 線 量		鳥取市松並町	通年	9.0~31.0 cps	モニタリングポスト法	
		岩美郡国府町	12	80.6~94.9 nGy/hr	サーベイメータ法	

※食品の測定値は、Kを含んだ値

表 2 送 付 試 料

検 体 名		採 取 地 点	件 数	備 考
降 陸 下 物 水	雨 水 ・ ち り	鳥 取 市 松 並 町	12	
	上 水	〃	2	蛇口水
食 品	日 常 食	岩 美 郡 福 部 村	2	
	牛 乳	米 子 市	2	
	米	鳥 取 市	1	
	野 菜	岩 美 郡 国 府 町	1	大 根
	〃	倉 吉 市 北 野	1	ほうれん草
	海 水 魚	(境 港 市)	1	さば
そ の 他	大 気 ・ 浮 遊 じ ん	鳥 取 市 松 並 町	4	
	土 壌	岩 美 郡 国 府 町	2	0~5cm、5~20cm

地方衛生研究所設置要綱

『地方衛生研究所の強化について』厚生事務次官通知

(厚生省衛発第173号)
昭和51年9月10日

1 設置の目的

地方衛生研究所は、公衆衛生の向上を図るため、都道府県又は指定都市における衛生行政の科学、技術的中核として、関係行政部局と緊密な連携のもとに、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報の解析、提供を行うことを目的とする。

2 業 務

地方衛生研究所は、次の業務を行うものとする。

1 調査研究

- (1) 疾病予防に関する調査研究
- (2) 環境保健に関する調査研究
- (3) 生活環境施設に関する調査研究
- (4) 食品・医薬品等・家庭用品及び栄養に関する調査研究
- (5) 健康事象に関する疫学的調査研究
- (6) 試験検査方法に関する研究
- (7) その他必要な調査研究

なお、これらの業務のうちで、広域的に調査研究を行う必要のあるものについては、地方衛生研究所相互間及び関連する試験研究機関との協力を強化し積極的に推進するものとする。

2 試験検査

- (1) 衛生微生物に関する試験検査
- (2) 衛生動物に関する試験検査
- (3) 水・空気等に関する試験検査
- (4) 廃棄物に関する試験検査
- (5) 食品・食品添加物等に関する試験検査
- (6) 毒物・劇物及び医薬品等に関する試験検査
- (7) 家庭用品に関する試験検査
- (8) 温泉に関する試験検査

(9) 放射能に関する試験検査

(10) 病理学的検査

(11) 生理学的検査

(12) 生化学的検査

(13) 毒性学的検査

(14) その他必要な試験検査

3 研修指導

- (1) 保健所の職員、市町村の衛生関係職員等の技術面における研修指導
- (2) 衛生に関する試験検査機関等に対する技術的指導

4 公衆衛生情報の解析提供

- (1) 試験検査に関する情報の収集、解析
- (2) 公衆衛生に関する文献、資料の収集、解析
- (3) 衛生関係部局等への公衆衛生情報の提供

3 行政各部局との関係

- 1 地方衛生研究所の運営にあたっては、必要に応じ、関係各部局と協議し、相互に密接な連携を保つものとする。
- 2 地方衛生研究所は、かい(廢)とし、その人事、予算等に関する総括的事項についての連絡調整は衛生主管部局において行うものとする。

4 業務推進の方策

- 1 地方衛生研究所には、2に掲げる業務の実施に必要な人員及び施設、設備を備えるものとする。
- 2 地方衛生研究所は、その目的にかんがみ、国内留学、海外留学に配慮するなど、職員の知識技能向上を図るとともに科学技術の進歩に即応した施設・設備を備えるものとする。

鳥 取 県 行 政 組 織 規 則

(昭 和 39 年 3 月 30 日) 抜 粋
(鳥 取 県 規 則 第 13 号)

第 3 節 の 2 衛 生 環 境 部 の 所 管 に 属 す る 機 関

第 2 款 衛 生 研 究 所

(設 置)

第 74 条 衛 生 研 究 所 を 次 の と お り 置 く。

名 称	位 置
鳥 取 県 衛 生 研 究 所	鳥 取 市

(分 掌 事 務)

第 75 条 衛 生 研 究 所 は、地 方 公 衆 衛 生 に 係 る 次 の 各 号
に 掲 げ る 事 務 を 分 掌 す る。

- 1 細 菌 学 的 検 査 に 関 す る 事 務。
- 2 病 理 臨 床 試 験 検 査 に 関 す る 事 務。
- 3 化 学 試 験 に 関 す る 事 務。
- 4 食 品 の 衛 生 検 査 に 関 す る 事 務。
- 5 公 害 の 防 止 の た め の 試 験 検 査 に 関 す る 事 務。

(内 部 組 織)

第 76 条 衛 生 研 究 所 に 総 務 課、微 生 物 科、食 品 化 学 科、
水 質 調 査 科、水 質 環 境 科 及 び 大 気 騒 音 科 を 置 く。

後 記

本誌中、3 調査研究、4 資料に記載した基礎データは、当所の責任に属するものであるが、解析、考察は各報告者の個人またはグループの責任において見解を示したものであります。

鳥取県衛生研究所報 第30号

発行年月日 平成2年12月
編集・発行 鳥取県衛生研究所
〒680 鳥取市松並町2丁目470番地
☎ 0857-23-0051
FAX 0857-27-3484
印刷所 総合印刷出版株式会社
〒680 鳥取市西町1丁目215番地
☎ 0857-23-0031
